

一僧形山伏巫女之類不可誅之也

一敵軍報端之外者人畜共不可殺也

一往來者歌うあやめ之者も縁而撰む禁縛は當る在
る所より強盜し他物踏散すも人夫よめい者非道に
違申可也

右之條一堅く守は守其方也

慶長五年九月十八日

東海林成政

序陣中

成政より新あるも家より守るべき者ハ幸

眼を著くものなり侍を孔明孫吳の徒より豈釋氏孔孟
徒よりヤ愛ハ味方犯ハ敵ハ心得ハ一ヤに施すべし
儒を以て文と成を以て必慢を生ずる人を侮ハ儒
よりハ婦女より又ハ怪力亂神ハ親なる伊法を重んずるハ
併も戒め固て貪瞋痴ハ之毒の病と除きて一ヤ幻惑ハ
悟りて善心を振ひて君の爲ふを易くせんが爲孔孟を敬
ふハ正義を正し其ハ國を治むの根なり然るも事務
の事隙を以て他ハなげすの便なり只日ハ大ねく下ハ
あるを幸せし行ハ今ハ後ハ仲秋ハキハ一書ハ是ハ